

松山市墓地等の経営等の許可申請の手続を定める要綱に基づく 墓地等経営(変更)許可事前協議書添付書類一覧

1. 墓地等経営(変更)許可事前協議書(様式第1号)

- ・使用する印鑑は法人印として登録されている印鑑を使用

2. 墓地を必要とする理由を記載した書類

- ・墓地等を経営することとなった理由やその規模に至った理由等を詳細に記載(根拠資料の添付)

3. 墓地等の位置及び付近の略図(500m圏内)

- ・墓地等予定地の境界から半径200mの円を示し、人家・公園・鉄道・国道・県道・その他重要な道路や河川(施設等)との距離を示したもの

4. 墓地等の計画図面及び敷地、建物の図面、駐車場図面

- ・墓地(平面図、区画図、給水設備や障壁等)
- ・納骨堂(平面図、立面図、その他規模や数量が分かる図面)

5. 現場写真

- ・撮影方向を位置図に記入(写真撮影方向位置図)
- ・周囲の状況や予定地が分かるもの(施工箇所及び敷地全景)

6. 公図の写し及び土地の登記事項証明書等

- ・墓地等申請予定地付近の公図(隣接地が分かるもの)
- ・墓地等申請予定地及びその隣接地の全部事項証明書

7. 承諾書

- ・墓地等申請予定地に隣接する土地の所有者の承諾書 ※登録印+印鑑証明書添付

8. 墓地等の経営に必要な管理運営計画を定めた書類

- ・墓地等の契約約款等(使用規程等)
- ・資金計画(残高証明や融資証明等・収支計画書)

9. 宗教法人に関する書類

- ・宗教法人の規則(公益事業として経営を行う場合は、規則変更が必要な場合があります。)
- ・宗教法人の登記事項証明書、印鑑証明書
- ・意思決定機関の決定を証する書類(責任役員会議録 ※登録印+印鑑証明書添付)
- ・墓地等の許可申請を行う旨の公告文書及び公告写真

10. その他必要に応じて求める書類

- ・他の法令により許可を要する場合は、その許可証
- ・名義貸し防止の為、資金の流れや宗教法人の活動実績等を求める場合があります。
- ・その他、申請内容を証明する書類の提出を求める場合があります。

11. 委任状

- ・申請者以外の者が手続きを行う場合には、行政書士(日本行政書士連合会の備える名簿に登録している者)への委任状が必要です。また、来られる方は行政書士証票を持参してください。